

安倍政権の二正面作戦 ～成長戦略と安全保障～

1. 安倍政権の政策枠組みの深化
2. 第一正面：成長戦略
3. 第二正面：安全保障
4. 安倍政権の二正面作戦

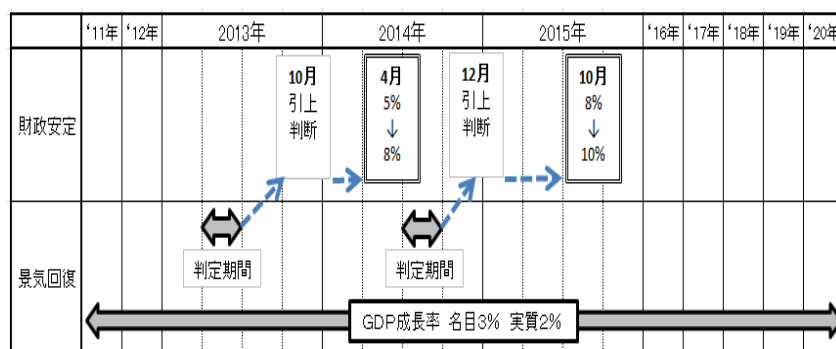
1. 安倍政権の政策枠組みの深化

(1) 政権運営の枠組み

- ①政治の安定 国政選挙のない3年 → 時間軸の活用 + 支持率安定
- ②経済の好転 アベノミクスの推進 + 経済指標改善 + 経済好循環
相場 → 経済 → 物価 → 雇用 → 景気 → 地価 → 賃金 (→経済好循環)
- ③目標観の共有 東京五輪 & 所得向上 + 中長期的課題への取り組み
- ※「迷走の3年」からの脱却 政治の安定→政策の推進
「失われた20年」を取り戻す 経済の活力回復→人口減少高齢化対応
「ワクワクする日本」を創り上げる 新たな国家像の定義

(2) 経済・財政・産業政策の重層構造

- ①三党合意 2012.6.21 財政健全化←経済成長&社保改革
- ②アベノミクス 2013.1.28 財政出動+金融緩和+成長戦略
- ③日本再興戦略 2013.6.14 成長戦略



(3) 基本政策の優先順位の明確化

経済 > 安保 > 歴史

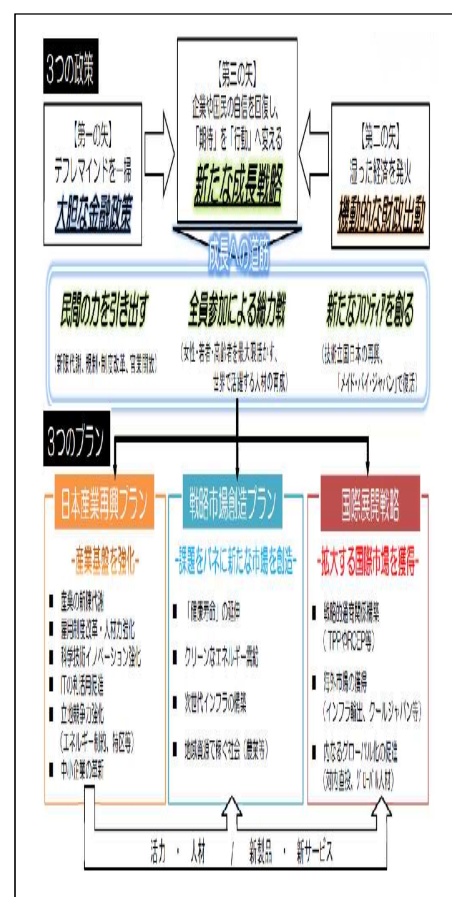
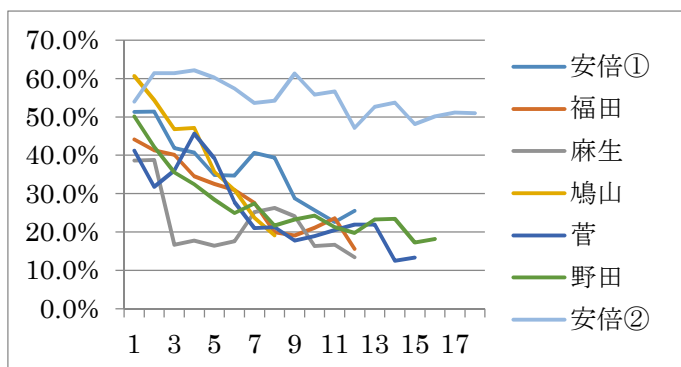
2. 第一正面：成長戦略

(1) 成長戦略に関する年間スケジュール

- ①骨太等 at6月 → 予算案&税制大綱 at12月 → 予算&法律 at 翌3～6月
- ②骨太の方針+日本再興戦略+規制改革実施計画

(2) 「日本再興戦略」の推進

- ①「日本再興戦略」 2013.06.14
- ②「日本再興戦略」の施策の主な実行状況 2013.09.02
- ③「成長戦略の当面の実行方針」 2013.10.01



- ④ “成長戦略実行国会” 2013.10.15-12.06
成長戦略関連 9 法・・・産業競争力、国家戦略特区、電力システム、農地中間管理機構、...
- ⑤ 「産業競争力の強化に関する実行計画」 2014.01.24
- ⑥ “好循環実現国会” 2014.01.24-6.22
成長戦略関連約 30 法案・・・電力システム、会社法、日本版 N I H、...

(3) 成長戦略の改訂

- ①産業競争力会議 分科会・課題別会合 設置 2013.09.02
1)雇用・人材 2)農業 3)医療・介護等
4)フォローアップ (新陳代謝,科学技術, I T,エネルギー,立地競争力等,国際展開戦略等)
- ②「成長戦略進化に向けた今後の検討方針」 2014.01.20
特に、雇用・人材、農業、医療・介護
- ③安倍総理ダボス基調演説 2014.01.22
(電力,医療,減反+) 国家戦略特区,TPP,GPIF,税制措置,法人税,労働移動・女性の力,会社法
- ④具体的検討
1)産業競争力会議 分科会 2013.09.03-
雇用・人材 9 回、農業 6 回、医療・介護等 7 回、フォローアップ計 10 回
2)産業競争力会議 課題別会合 2013.09.20-
①2013/9/20 農地中間管理機構,特区、②11/22 減反、
③2014/5/19 農林水産業の成長産業化に向けた改革、
④05/28 女性の活躍推進・労働力と働き方
3)経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議 2014.03.19- (2020 年に向けた戦略的課題)
①03/19 女性の活躍促進、②04/04 内なるグローバル化 (対内直接投資,外国人材受入)
③04/16 産業構造調整・社会保障制度・健康産業、④04/22 労働力と働き方
⑤05/19 地方経済構造
4)自民党日本経済再生本部 2014.04-
①05/20 日本再生ビジョン

	衆院選	参院選	総裁選	消費税	戦略	フェーズ
2012	12 衆院選		09 総裁選			
2013		07 参院選		10 判断 8%		
2014	選挙フリーの3年			04 引上 8%		
2015			09 総裁選	12 判断10%		
2016				10 引上10%		
2017	(衆院選)	07 参院選			再生の10年	経済再生集中期間
2018	選挙フリーの3年		09 総裁選			五輪準備
2019						
2020						五輪
2021	(衆院選)		09 総裁選			ポスト五輪
2022		07 参院選				

(4) 成長戦略の狙い

- ①持続的発展に向けた構造改革
②三党合意の実現
③市場へのメッセージ

(5) 成長戦略の策定

- ①策定日程
1)骨太の方針 ... マクロ経済・財政全般の運営の基本設計
by 経済財政諮問会議 骨子 6/09→党 6/11→素案 6/13→党 6/17→閣議決定 6/27
2)日本再興戦略改訂版 ... 経済再生に向けた具体的施策の実施設計
by 産業競争力会議 骨子 6/10→党 6/11→素案 6/16→党 6/17→閣議決定 6/27
3)規制改革実施計画 ... 経済社会の構造改革を進めるための規制改革の具体化
by 規制改革会議 (検討状況) 党 6/11→答申 6/13→党 6/17→閣議決定 6/27
②日本再興戦略改訂作業
1)日本再興戦略の進捗管理および追加 2)中短期工程表の見直し

(6) 主な政策 ※3 機関で役割分担

- ①骨太の方針 1)法人税減税「数年で、20%台、来年度から」「PB 黒字化、課税ベース拡大、恒久財源」
2)消費税 10%引上げ 3)人口急減・超高齢化の克服「50 年後に 1 億人程度の安定した人口構造」
②日本再興戦略改訂版 1)女性の活躍・働き方改革、外国人材 2)イノベーションを生み出す環境整備
3)日本再興戦略の進捗検証と新たに講ずべき施策
③規制改革実施計画 1)農協改革 2)混合診療

3. 第二正面：安全保障

(1) 安全保障政策の推進

①安全保障戦略

1) 「国家安全保障会議（日本版NSC）」設置

2013.2.14 国家安全保障会議の創設に関する有識者会議 ①2013.2.15～⑥2013.5.28
→2013.6.7 法案提出→11.27 法案成立→12.4 設置 ★旧法 2007.4 提出→廃案

2) 「国家安全保障戦略」作成

2013.9.10 安全保障と防衛力に関する懇談会 ①2013.9.12～⑦2013.12.11
→2013.12.17 閣議決定

②日米同盟

1) 「日米防衛ガイドライン」改定

2013.1.16 日米防衛ガイドライン実務者協議→10.3 日米外務防衛閣僚安全保障協議委員会(2プラス2)
→2014 年末までに改定

2) 「集団的自衛権」検討

2013.2.8 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 ①2013.2.8、②2013.9.17～⑦2014.5.15
→2014.5.15 報告書→6 月頃閣議決定 ★旧懇談会 ◎2007.4.17～⑤2007.8.30、2008.6.24 報告書
2014.3.31 自民党安全保障法制整備推進本部 ①2014.3.31～(⑨2014.6.10、続く)

③首相演説

2013.1.28	所信表明演説	「日米同盟」
2013.2.28	施政方針演説	「戦略的な外交」「普遍的価値を重視する外交」「主張する外交」
2013.10.15	所信表明演説	「積極的平和主義」「国家安全保障会議」「国家安全保障戦略」
2014.1.24	施政方針演説	「集団的自衛権」「集団安全保障」

(2) 日米関係の進展

2013.1.16	「ガイドライン」協議スタート	
2013.2.8		「集団的自衛権」懇談会設置 ★
2013.2.14		「日本版NSC」懇談会スタート(～2013.5.28) ★
2013.2.22	日米首脳会談	
2013.6.17		「日本版NSC」法案提出
2013.7.21	●参議院選挙	
2013.7.24	ケネディ駐日大使指名	
2013.9.7 (9.8)	●東京オリンピック決定	
2013.9.10		「国家安全保障戦略」懇談会スタート(～2013.12.11)
2013.9.17		「集団的自衛権」懇談会スタート(～2014.5.15)
2013.10.3	2プラス2	
2013.12.4		「日本版NSC」設置
2013.11.19	ケネディ駐日大使着任	
2013.12.17		「国家安全保障戦略」閣議決定
2013.12.25	普天間基地移設内定	
2014.3.24	日米韓首脳会談	
2014.4.1	防衛装備移転三原則	
2014.4.22	オバマ大統領来日	
2014.5.15		「集団的自衛権」報告書
2014.6?		「集団的自衛権」結論
2014 年秋		「集団的自衛権」関連法案審議?
2014.12	「ガイドライン」改定	

侵略定義	河野・村山談話	靖国参拝	憲法96条改正	憲法改正	集団的自衛権	領土	ガイドライン	普天間移設
------	---------	------	---------	------	--------	----	--------	-------

(3) 安全保障環境の変化

- ①中国の台頭 地球規模的なパワーバランスの変化、東シナ海や南シナ海の情勢の変化
- ②北朝鮮の動向 ミサイルおよび核開発や拡散の動き

(4) 集団的自衛権

- ①集団的自衛権 … 我が国と密接な関係のある外国に対して武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときには、我が国が直接攻撃されていない場合でも、その国の明示の要請又は同意を得て、必要最小限の実力を行使して、この攻撃の排除に参加し、国際の平和及び安全の維持・回復に貢献することができること

- 1)公海における米艦防護 2)米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃
- 3)国際的な平和活動における武器使用 4)同じ国連 PKO 等の参加他国活動に対する後方支援

②憲法解釈

1)憲法9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

A説 侵略戦争を放棄、自衛戦争は放棄していない (従来国際法上の解釈を尊重)

B説 自衛戦争も含めて、全ての戦争を放棄している (従来国際法上の解釈に囚われず)

- 2 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

A説 戦争を放棄するに至った動機一般 → 一切の戦力の保持の禁止

B説 侵略戦争放棄 → 侵略戦争のための戦力不保持

⇒侵略戦争は放棄、自衛戦争の放棄は未確定(第1項)、戦争のための戦力保持は一切禁止(第2項)

2)憲法解釈の変遷

1946.6.26「自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄」by 吉田茂首相

(背景: 1945.10.24 国連発足、集団安全保障に委ねる考え)

1954.12.22「自衛のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは憲法に違反せず」by 防衛庁長官

(背景: 1954.7 自衛隊創設) 自衛隊=実力、戦力>実力>警察力

1972.10「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる急迫、不正の事態

...必要最低限度の範囲...我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られる

...集団的自衛権の行使は許されない」by 政府提出資料

③憲法解釈変更の際の問題意識

- 1)外界の変化に対応して、基本ルールの範囲の中で、自己変容を遂げなければならない
- 2)軍事技術が急速に進歩・周辺に強大な軍事力が存在・我が国の安全保障環境がますます厳しさを増す
- 3)将来にわたる国際環境や軍事技術の変化を見通した上で
- 4)個別的自衛権だけで国民の生存を守り国家の存立を全うすることができるのか

④自衛権発動の3要件

- 1)我が国に対する急迫不正の侵害があること 2)これを排除するために他の適当な手段がないこと
- 3)必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

※新 1)要件(案) わが国または他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがある

4. 安倍政権の二正面作戦

政治・経済・目標

成長戦略+安全保障
(構造改革・対外関係)

人口急減超高齢化
相対的小国化

片肺→両肺

長期的計画

経済>安保>歴史

政治 ⇄ 市場